

A. 最低定員について

事業としての安定性・継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう、原則、社会福祉法に定める最低定員20人を適用。

B. デイサービス事業所等の新体系への移行に係る対応について

下記の条件を満たすデイサービス事業所、小規模通所授産施設、精神障害者地域生活支援センターについて、個別給付対象事業への移行を認める。

- (1)旧体系施設に併設されている場合であって、定員(利用予定者数)が10人以上の場合
- (2)単独設置の場合で、利用予定者数が定員要件(20人)の8割(16人)以上であって、平成20年度末までに定員要件を満たすことが可能と都道府県知事が判断した場合(移行計画を提出)

C. 複数種類の事業を組み合わせて実施する場合

1. 基本的考え方 複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合、事業所の指定は事業の種類ごとに行われるが、2の判断基準を満たす場合には、多機能型として3に定める要件を適用する。
※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の組合せを対象
2. 判断基準 同一の管理者が事業所の管理を行うことの他、事業所の管理運営の方法が次のとおり。
 - ①利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
 - ②事務所間で相互支援の体制があること
 - ③事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
 - ④職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
 - ⑤人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
 - ⑥事務所間の会計管理が一本化されていること
3. 多機能型の場合の要件

- (1)利用者数
①複数種類の事業の合計が20人以上(本来は事業ごとに20人以上)
※過疎、離島地域等において、利用者数を確保することが困難な場合は、都道府県の判断により、10人以上が可能
- ②複数種類の事業ごとに最小利用人員以上
生活介護・自立訓練・就労移行支援については各6人以上、就労継続支援については10人以上
- (2)人員配置 サービス管理責任者及び直接サービス提供職員は、事業の種類にかかわらず兼務が可能
- (3)設備 事業ごとに求められる設備について、サービスの提供に支障がない範囲内で兼用が可能

解説

A 上記のように最低定員数が示された。現在の3箇所のデイサービス事業と2箇所の小規模作業所は、この人数では2箇所しか適応しない。ということは現在と同じ形態では継続できることになる。

B デイサービス事業所などの新体系への移行は以下のようである。六甲作業所(登録数27名)、明芳デイサービス(21名)の2つの事業所は新体系への移行は可能であるが、垂水作業所(15名)、そして2つの小規模作業所が残される。したがってこれについての移行はできないことになる。

C 複数種類の事業を組み合わせて実施する場合(多機能型)の要件が提示された。これによると新しい形として例えば介護給付の事業である生活介護に該当する利用者が10人と、訓練等給付事業である就労継続支援事業(非雇用型)に該当する利用者10名を合わせて20名(登録者数)があれば1つの事業所として再編移行できる。もし2つの事業所が別の地域に存在する場合は、概ね30分以内で移動可能でなくてはならないとされている。ということは本法人の事業所5つはこの方法で再編成することが可能であると思われる。

居住支援の場も願う…

このように、今後、本法人の事業がどのように編成されていくかが大体予想されると思われるが、具体的なことはこれから衆知を集め、新しい法案に則って進めなくてはならない。これらは日中活動の場である。が、居住支援の場も同時に考えていかなくてはならないと思われる。われわれは36年前からずっと、親亡き後のことを願ってきたのだからである。

平成十八年一月から六月までに次のお盆の方々が亡くなられました。心よりお悔やみ申し上げます。

濱本允美様(平成十八年三月死去)

元垂水養護学校教頭・校長)

梅雨も明け、海や山がにぎわう頃となりました。皆様お元気のことと存じます。会報5号をお届けいたしました。ご高覧下さいませ。

(白石 小野 日高 宮脇)



四月から障害者自立支援法が施行された。いろいろあるが何が事業利用者にとっていちばん変わったのかというと、割負担が課せられるようになったことである。今まで支払っていたものから、利用者に一割支払っていただくことへと変わった。本会では四月より一人〇円から三万円位の利用料を個人が支払っている。今後、障害程度区分の調査があり、判定に基づき区分1から6までに分けられる。また、デイサービス事業が九月で終わり、十月より新しい事業形態になる。小規模作業所もしばらくは存続できるが、いずれは新体系に編成される可能性がある。といった中で本会の事業はどのように再編成していくのか、神戸市から提示された要項などによって事業所再編成のイメージを描いてみた。

日中活動
以下から一つ又は複数の事業を選択
【介護給付】
①療養介護(医療型)
※医療施設で実施。
②生活介護(福祉型)
【訓練等給付】
③自立訓練(機能訓練・生活訓練)
④就労移行支援
⑤就労継続支援(雇用型、非雇用型)
【地域生活支援事業】
⑥地域活動支援センター

兵庫県肢体不自由児協会様
小野治子様
(株)神戸トヨペット様
五十周年記念事業として、
車椅子六台の贈呈を受けました。

平成十八年一月から六月までに次の方々より専いご寄付をいただきました。

由ですが元気いっぱいの“心”を感じていただければうれしいと思い、五月十日から十四日まで県民ギャラリーで「イメージ展」を開きました。

Member の声③

ありがとうございます、どうぞよろしく

若野俊子

娘は十九歳。この春、十三年間通った友生養護学校を卒業し、四月から週一回六甲作業支援センターにお世話をっています。娘は、医療的ケアをもつ最重度の重症心身障がい者です。どんなに障がいが重くても、社会に出でみんなと共に生きていきたい、「障がいの重い子の自立は人を受け入れる力だ」と、毎日学校に通い努力してきました。そんな中、しんじゅでは、ケアをもつ卒業生の増加にすばやく対応して、新しく看護師さんを配置して下さったので、娘も受け入れてもらえることになりました。心より感謝しています。「来ていいよ」と言つてもうれて、本当にうれしかった。

平成十八年一月に、一期生の十二名が卒業し、各地域で障害ある方々のガイドヘルパーとしてサポートしています。

報告

ガイドヘルパー養成講座

今は、「利用者のニーズにできる限り応えていきたい」と、何事にも意欲的に取り組んで下さるスタッフや、ボランティア、また個性あふれる利用者のみなさんと共に、明るくにぎやかな人の輪の中で、娘なりに少しずつ新しい環境や人に慣れ、受け入れようとしているところだと思います。仲間に入れてくれてありがとう。そして、これからもどうぞよろしく。